

全国介護保険担当課長会議資料

令和8年7月15日（水）

総務課介護保険指導室

目 次

【総務課介護保険指導室】

1. 指定訪問看護事業者等の指導及び監査に係る情報連携について・・・・・・・・・・ 1
2. その他
 - (1) 指導監督等担当職員等研修の実施について・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 自治体における運営指導の実施体制の整備・・・・・・・・・・ 5

1 指定訪問看護事業者等の指導及び監査に係る情報連携について

指定訪問看護事業については、医療保険制度と介護保険制度の双方の指定を受けている事業者が多く見られるところであるが、制度によって指導監督の実施主体が地方厚生（支）局と都道府県・指定都市・中核市に分かれていることから、地域において、これまでも必要に応じ情報共有等の連携を図っているものと認識している。

両制度において適時かつ効率的な指導監督を実施する上で重要となるこうした取り組みを確実に実施していくことを目的に、（別紙）のとおり、本年4月1日付で、当省の保険局及び老健局にて調整の上、医療保険及び介護保険の両制度において指導監督を担う担当部署に対して、それぞれが実施した指導や監査の結果について情報の提供を行うことを依頼する事務連絡を発出したので、この機会に再度確認いただき、医療保険側から情報の提供を受けた際には、介護保険側においても指導監督が必要か迅速に検討いただくようお願いする。

また、介護保険側で実施した指導や監査の結果についても、速やかに都道府県を経由して地方厚生（支）局へ情報提供いただくようお願いする。

(別紙)

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 1 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当部局 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

指定訪問看護事業者に対する指導監督について

介護保険制度の適正な事業運営につきましては、日頃より格段のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

指定訪問看護事業については、医療保険制度と介護保険制度の双方の指定を受けている事業者が多いことから、これまでも両制度において適宜情報共有等の連携を図ることが求められていたところです。

今般、そうした連携強化の一環として、別添のとおり、地方厚生（支）局が実施する医療保険に係る指定訪問看護事業者等に対する指導等の結果を都道府県国民健康保険担当部局又は後期高齢者医療担当部局を通じて、都道府県介護保険担当部局に随時情報提供されることとなりました。

なお、都道府県におかれては、入手した情報が指定都市・中核市に指定権限がある事業者の情報である場合は、当該自治体へ提供いただくようお願いします。

については、情報提供を受けた場合には、その内容を十分に確認の上、必要に応じて介護保険に係る指定訪問看護についての運営指導等を実施する等の適切な対応をお願いします。

また、指定訪問看護事業者に対する運営指導等において、医療保険にかかる指導等の実施に資する情報を把握した際には、都道府県介護保険担当部局から都道府県国民健康保険担当部局又は後期高齢者医療担当部局を通じて、各地方厚生（支）局に情報提供を行うなど、相互に連携を図って事業者指導等を行うようにお願いします。（指定都市・中核市におかれては、都道府県介護保険担当部局を通じ情報提供願います。）

本事務連絡について保険局医療課医療指導監査室とも協議済みであることを申し添えます。

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 1 日

地方厚生（支）局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課
医 療 指 導 監 査 室 長

指定訪問看護事業者等の指導及び監査に係る情報連携について

指定訪問看護事業者等に対する指導及び監査については、「指定訪問看護事業者等の指導及び監査について」（平成20年9月30日付け保発0930009号、令和7年4月3日付け保発0403第1号一部改正。）における選定基準に基づいた指導対象を選定し、個別指導や集団指導を実施いただき、また、都道府県関係各課を通じて都道府県介護保険担当部署との間で、相互に情報提供を行うなどの連携を図り、適正な実施に努める旨通知をしたところです。

つきましては、指導後の事務の円滑な実施を図るため、都道府県個別指導もしくは共同指導の結果を被指導指定訪問看護事業者等へ通知したとき、もしくは監査後の措置を被監査指定訪問看護事業者等へ通知したときは、当該通知（通知に添付される指摘事項・返還項目等を含む。）の写しを、都道府県国民健康保険担当部局又は後期高齢者医療担当部局を通じて都道府県介護保険担当部局へ随時提供いただきますようお願いいたします。

なお、情報提供の際には、特定の指定訪問看護事業者等について都道府県個別指導もしくは共同指導、又は監査を実施したことを含め、公にしていないものであることから、当該情報の取扱いには留意いただくようあわせて連携いただきますようお願いいたします。

本事務連絡について老健局総務課介護保険指導室とも協議済みであることを申し添えます。

2 その他

(1) 指導監督等担当職員等研修の実施について

指導監督業務については、自治体間における指導内容の差異等が指摘されているほか、限られた人的資源の制約の中で効率的・効果的に実施していくことが求められているため、従来から自治体の指導監督業務に携わる担当職員の資質向上を図るための集合研修を開催しているところである。

本年3月の全国会議でもお知らせしたところであるが、令和8年度においても、例年と同様、Web上での動画配信により実施を予定している。

また、Web上での動画配信による実施に加え、他の自治体の職員との意見交換等を希望する意見が多いことを踏まえ、オンライン会議システムを活用した演習研修（グループワーク）を引き続き実施することとしている。

なお、現在開催に向けて準備中であり確定していないが、下記の（参考）の日程で実施を予定している。動画研修については、昨年度より早期の開催を予定しているのご留意されたい。

厚生労働省としても、各自治体の指導監督担当者がどのような考えで指導監督を実践しているかを聞ける良い機会と考えていることから、各自治体におかれても当該研修の意義を御理解のうえ、新たに担当となった職員のみならず、指導監督業務の経験がある職員も含め担当職員の研修受講が可能となるよう、業務の一環として必要な時間や環境（場所・機材等）の確保について、優先的な配慮を願いたい。

（参考）

○令和8年度予定

- ・ 動画研修：令和8年9月頃～令和9年1月末予定
- ・ 演習研修：令和9年1月予定

○令和7年度実績

- ・ 動画研修：令和7年10月1日～12月19日
- ・ 演習研修：令和8年1月21～23日、28～30日

(2) 自治体における運営指導の実施体制の整備

各自治体においては、サービスの質の確保・向上を図る観点はもとより、不正請求等の行為の未然防止の観点から、適切な運営指導が実施できるよう、必要な人員数の配置、介護保険制度を熟知した担当者の配置を行うなどの人的体制の整備を図ることや、都道府県や近隣自治体と共同指導の実施や指定都道府県事務受託法人（介護保険法第 24 条の 3 第 1 項第 1 号）又は指定市町村事務受託法人（同法第 24 条の 2 第 1 項第 1 号）を活用した指導の導入等の工夫により、地域の実情に合わせた運営指導の実施体制の整備を諮ることが重要である。

しかしながら、自治体における運営指導の実施体制に比して所管する介護保険施設等の数が多いことや、専任の職員を確保できず指導ノウハウが蓄積しにくいこと等のため、介護保険施設等に対する十分な指導が行われていない自治体や運営指導が実施されない状態が続く自治体も見受けられるところである。

そこで、厚生労働省では、これらの自治体における指導監督業務の効率的な実施を支援するため、老人保健健康増進等事業を活用し、令和 6 年度より調査研究を実施している。各自治体において、地域の実情に合わせ今後の運営指導等に活用いただきたい。

【令和 6 年度事業】

「事務受託法人を活用した運営指導の効率性の向上等に関する調査研究事業」を実施し、事務受託法人を活用していない自治体が新たに導入を検討する際に役立つだけでなく、既に活用している自治体にとっても、より効果的な運営指導を実施するための参考にすることができるよう、事務受託法人を活用した運営指導の実施体制や法人との連携方法、活用の効果等を整理した事例集等を作成した。

【令和 7 年度事業】

「介護保険施設等に対する指導の実施率向上に関する調査研究事業」を実施し、運営指導の実施率向上に向けて、他自治体との広域連携、ICT 活用、オンラインによる運営指導等の先進的な取組を行う自治体の事例及び都道府県による事務指導等の市町村支援の事例を整理した事例集等を作成した。

＜参考＞上記調査研究事業の報告書等は、以下の当省ホームページの「参考資料」に掲載している。

[介護保険制度等における指導監督 | 厚生労働省](#)

【令和8年度事業（予定）】

「介護保険施設等の運営指導における自治体間連携に関する調査研究事業」（実施主体：株式会社 NTT データ経営研究所）を実施し、自治体間の意見・情報交換に対するニーズ等把握や、知見等の共有・情報交換のあり方等について整理し、「運営指導実践マニュアル（仮称）」を作成することとしている。

本事業では、当該マニュアルの策定に必要となる全国6カ所程度のブロック会議の開催、アンケート調査の実施を行い、有識者を含む委員会にて議論することとしている。今後、会議への参加等について、いくつかの自治体に協力いただくことを予定しているため、当該研究事業の実施主体である（株）NTT データ経営研究所より協力依頼があった際には、積極的にご参画いただくようお願いする。